

諏訪東部漁業協同組合内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則

(趣旨)

第1条 この規則は諏訪東部漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第5種漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょうにじます、あまご、いわな）の採捕（以下「遊漁」という）に制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納入義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は竿釣又はすて針による遊漁の場合には口頭又はオンラインサービスによる方法により投網、うけ、網うけ、たも網の場合には遊漁対象水産動物、遊具、漁法遊漁区域、遊漁期間、その他必要な事項を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は第1項の規定による申請があったときは、竿釣・すて針による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該漁業の承認により当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項に規定する遊漁料を同条第2項又は第3項の方法により納付しなければならない。

(遊具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とした遊漁は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の統数又は規模の範囲でなければならない。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 統数又は規模
あゆ	竿釣	1人1本以内
	たも網	網目12ミリメートル以上 1人1統いない
あゆ以外の魚種	竿釣	1人1本以内
	たも網	網目こま12ミリメートル以上
	投網	1人1統以内
	うけ	1人10統以内
	網うけ	1人2統以内
	すて針	1人20本以内

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内。ただし、友釣以外の漁具漁法は別に組合が公表する日から12月31日まで
あまご	2月16日から9月30日まで

こい、ふな、うぐい、 おいかわ、うなぎ、ど じょう	周年
---------------------------------	----

2前項の公表は、組合の掲示版に掲載してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表ア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
上川本流 諏訪市四賀堰堤から江川橋に至る区域	周 年
茅野横河川 諏訪市四賀 揚口橋より上流とその支流	周 年

(全長制限)

第6条 次の表ア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄に掲げる全長以下のものは採捕してはならない。

名 称	大 き さ
いわな、あまご、にじます	全長15センチメートル以下
うぐい、ふな	全長10センチメートル以下
こい	全長18センチメートル以下
う な ぎ	全長30センチメートル以下
お い か わ	全長8センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 第2条第4項の規定により、納付する遊漁料の額は、次のとおりとする。

但し、事項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 竿釣による遊漁の場合

魚種	承認期間	遊漁料
あゆ	1日	2,800円
全魚種	1年	12,000円
あゆ以外の魚種 (うなぎすて針を含む)	1日	2,000円
	1年	9,000円

(2) 前項の規定にかかわらず竿釣りによる遊漁の場合、次表左欄の区分の者は、それぞれ右欄の遊漁料とする。ただし、オンラインサービスによる方法により遊漁料を納付するときには、この限りでない。

区分	遊漁料		
中学生以下の者	無料		
高校生	全魚種	1年	3,000円
身体障がい者			

(3) 第1号以外の遊漁場合

魚種	漁具・漁法	承認期間	遊漁料
全魚種	たも網・投網・うけ・網うけ	1年	14,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、竿釣又は手釣による遊漁のうち、承認期間1日の遊漁料の納付は、当該遊漁をする場所において場監視員にすることができる。

1. 茅野市宮川中河原 諏訪東部漁業協同組合事務所
2. 前号掲げる場所のほか、組合が指定し公示した場所

3 前項の規定にかかわらず、竿釣りによる遊漁の場合は、オンラインサービスによる方法により納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインサービスにより発行されたものを含む。以下「遊漁承認証」という。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所(承認期間が1年間の遊漁承認証に限る)
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具及び漁法

- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

- 2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁承認証の再発行は行わない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携行し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなくてはならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名及び顔写真
- (2) 有効期限
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する処置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。その場合その者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附則 この規則は、令和6年(2024年)1月1日から施行する。

(行政庁の認可日 令和5年(2023年)〇月〇日)